

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年12月26日(火) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席17名、欠席2名）】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、 4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、 8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、 12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、 15番齋藤正機委員、16番川合次夫委員、17番松澤正善委員、 18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席委員：5番近藤栄樹委員、11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">（以上、出席18名）</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査（書記）</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	14番 委員
	15番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.13～No.15 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.12～No.13 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.80～No.86 7件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3027～No.3028 2件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5034～No.5036 3件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.236～No.418 183件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程について
・1月31日(水) 9:30～ 定例総会

2 その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番近藤栄樹委員、11番福田幸生委員の2名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長 伊藤主査	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1頁をご覧ください。 13番上早川地区、宮平地内の30筆8,116.18㎡について、現況は原野・公衆用道路・山林となっております。 14番能生谷地区、楨地内の2筆378㎡について、現況は山林となっております。</p>

<p>議長 片山委員 伊藤主査</p>	<p>15 番青海地域、外波地内の4筆 1,873 m²について、現況は山林となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>農地パトロールで耕作放棄地を確認しているが、農業委員が確認している箇所は反映しないのか。</p> <p>反映しています。今回届出のあった場所は山間部が多く、原野になっている部分です。</p> <p>委員に見てもらっている箇所は議案掲載の箇所より下になる場所です。地目変更に至らない箇所もあります。ほとんどが農地台帳に掲載されていない部分について、求められたものを証明している現状です。14・15 番については、保安林の指定を受けるため調査した結果、農地が含まれていたもので、地目変更するためのものであります。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>その他ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 林主査</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>12 番下早川地区、東海地内の12筆 3,021 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>13 番今井地区、岩木地内の8筆 1,908 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明</p>

	<p>を求めます。</p> <p>議案の4ページをご覧ください。</p> <p>80番西海地区、平牛地内の6筆6,351㎡については、契約条件見直しに伴い解約し、再契約するものです。</p> <p>81番糸魚川地区、寺島2丁目地内の1筆705㎡については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>82番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の1筆919㎡については、農地転用のための解約となります。</p> <p>83番糸魚川地区、上刈5丁目地内の1筆1,186㎡については、労力不足のため解約し、解約後は地主が自作するものです。</p> <p>84番・85番は、根知地区、東中地内で農地交換のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>86番今井地区、西川原地内1筆2,013㎡については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>3027番、能生谷地区、小見地内の1筆1,626㎡については、所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道北部1号線沿いの場所です。譲渡人は体力的に耕作を続けることが困難になった</p>

	<p>ため、申請地を譲り渡すものです。譲受人は市外在住ですが、実家の農地を引き継いで耕作するものです。</p> <p>3028 番、能生谷地区、川詰地内の 1 筆 38 m²については、所有権移転贈与です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は能免農道須川下倉線沿いの場所です。譲渡人は申請地を管理・耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。11 月に農地法第 3 条で申請のあった場所の隣の筆になります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の 7 頁をご覧ください。</p>
	<p>5034 番大和川地区、梶屋敷地内の 2 筆 46 m²については、住宅敷地の転用です。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は市道浜町線のそばにあります。譲受人は現在市営住宅に居住しており、申請地を譲り受け、住宅を新築したいというものです。住宅 1 棟 53.82 m²、うち転用面積 46.0 m²、所有権移転売買です。</p>
	<p>5035 番糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 10 筆 6,652 m²については、資材置場の転用です。地図 No. 4 をご覧ください。申請地は市道大川原 2 号線沿いにあります。譲受人は申請地を借り受け、資材置場として利用したいというものです。資材置場 6,652 m²、賃借権設定です。</p>
	<p>8 頁、5036 番青海地区、田海地内の 1 筆 134 m²については、駐車場敷地の転用です。地図 No. 5 をご覧ください。申請地は市道高畑上川原 1 号線沿いの場所です。譲受人は申請地を譲り受け、駐車場として利用したいというものです。駐車場 4 台、所有権移転売買です。</p>
	<p>5035 番については、3,000 m²を超えておりますので、本会議で議決後、県の審議会に意見を諮問した後、許可をする流れとなります。来</p>

	<p>年の1月17日に審議会の予定となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p>
議長	<p>議第3号 農用地利用集積計画案について、183件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものがあります。恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退室をお願いします。</p>
	<p>〔恩田委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。</p>
	<p>19ページ、284番上早川地区、大平地内の3筆1,478㎡については、更新となります。</p>
	<p>285番上早川地区、大平地内の1筆1,780㎡については、更新となります。</p>
	<p>続きまして20ページ、287番上早川地区、中川原新田地内の3筆</p>
	<p>8,253㎡については、更新となります。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は</p>
	<p>原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>〔恩田委員入室〕</p>
議長	<p>次に加藤委員の案件を審議します。加藤委員、退席をお願いします。</p>
	<p>〔加藤委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。45ページ399番、400番、401番については、今</p>
	<p>井地区、西中地内のそれぞれ1筆ずつ合計3筆2,418㎡は割り田とな</p>
	<p>っていますが、1枚の田です。地主はそれぞれ違いますが、農地中間</p>

議長	<p>管理機構を通じての一括方式で有限会社やる米花農業が耕作を行うものです。以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔加藤委員入室〕</p>
議長 林主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>残りの案件について説明いたします。</p> <p>先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。236番から418番までとなります。</p> <p>規模拡大42件90筆135,006㎡、更新79件228筆245,719.51㎡、農地中間管理事業は、31件40筆86,575㎡、合計152件358筆467,300.51㎡となります。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、357番から387番までの31件が、地権者が公社に貸付する契約となります。なお、388番から418番までの31件が、先ほどと同じ農地となりますが耕作者と公社との契約案件となります。以上で説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>一部の田で刈り取りができずにそのままになっているなど、田の管理ができなくなっている状況がみられる耕作者が、規模拡大となっているが、農業委員会事務局としては申請に対してどのように捉えられているのかわかる範囲で教えてください。</p>
伊藤主査	<p>耕作者本人に連絡を取り、農業委員会に来庁してもらい、台帳と地図等を利用し、耕作している田の状況を確認し、解約するもの、契約するものを整理しました。今回、耕作しているが契約していない田について、利用権の申出書を提出してもらったものです。今後やっていくということで申請を受付したものです。</p>
片山委員 伊藤主査	<p>今回の議案については、新たな契約ではないのか。</p> <p>議案上は規模拡大となっておりますが、契約していなかった田についての契約であるため、実質の規模拡大ではありません。実際耕作できない田については解約してもらっているため、耕作する面積は小さくなっています。</p>

片山委員	<p>地元としても大事な担い手となるため応援しているが、本人がどこまで経営をがんばりたいのかなど、わからない部分もあり、地元として立ち入れない部分もある。</p>
中村係長	<p>中山間直払としての担い手、また農業者として地域の共同活動などをやっけていただいていることもありますので、こういった案件が出た場合、地域とも相談させていただきたいと思います。先月、渡辺委員からも農業委員のあり方等について提案してもらっているので、今後、農業委員会で議案に対して申請者への事前相談など検討し、農業委員・推進委員と連携をとらせていただければと考えております。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について ・ 1月31日水曜日 9時30分～ 糸魚川市役所201・202会議室</p> <p>2 その他 他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>